諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和７年１月８日（令和７年（行情）諮問第１２号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７７５号）
事件名：宮城県最低賃金専門部会議事録の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の２に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の５欄に掲げる部分を開示すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和６年４月２６日付け宮労発基０４２６第２号により宮城労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由については、審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（１）審査請求書（添付資料略）

全文開示すべきである。栃木・本審第２回資料５ページ及び１０ページ（ＵＲＬ略）、青森・専門部会１回目（ＵＲＬ略）に意見書提出者の組織名と氏名が掲載されている。また、二者協議が記録されている香川においては、その内容が基本的に公開されている。宮城だけ非公開である特別の理由は見当たらない。

（２）意見書１

ア　基本的な考え方

すべて開示すべきである。

イ　その理由

（ア）地方最低賃金審議会は、それぞれ都道府県ごとに独立して設置されているとしても、その議事録等の開示不開示の判断については、あくまでも法に基づき決めるべきである。公開しないとの条件で任意に提供された情報だとしても、情報の性質や状況等に照らして、不開示にすることが合理的ではないものもあると考える。

（イ）公労、公使が個別に協議する「二者協議」は、２つの部分に分けられる。一つは、三者協議の延長としての金額審議である。これは不開示にする理由はない。もう一つは、最低賃金を決定する過程には労使交渉の側面があるため、労側がいまのところ使側に聞かれたくない内容を公益に伝え、その次に、公益が労側から聞いたことを頭に入れながら使側から個別に聞き取りをすることで、公益が労使に対して歩み寄りを促す部分である。例えば、ある県の労側委員によれば、二者協議において「使側が目安ちょうどに歩み寄るなら全会一致を目指しても良い。しかし、それすら譲らないのなら目安に上積みした状態で進める」と提案している。これは、その場においては使側委員に対して開示すべきではないが、議事録を作成し、公表する段階ではすでに最低賃金額は決定しており、不開示にする理由は消えている。

（ウ）そもそも、自ら立候補して労働局長が適任と認める委員が、二者協議であっても公にできない議論をしてもよい理由はない。委員の発言に対して誹謗中傷がなされたことがあると主張するが、国会議員や地方議員であっても同様の立場に立っているのであって、議場での過去の発言をもとにして意見表明ができなくなるとは考えられない。審議委員は責任を持って発言しているはずであって、そのようなことができないと自覚するのであれば、立候補しなければよいだけのことである。

（３）意見書２

ア　「法５条５号該当性」について

審査請求人は既に提出した意見書において、最低賃金の決定過程に関する情報は可能な限り公開されるべきであり、二者協議の内容についても、最低賃金額が決定された後は公開が可能であることを主張した。

諮問庁は、不開示部分には公益委員による労使双方との調整過程が記録されており、これを開示すると将来の率直な意見交換が妨げられるおそれがあると主張する。

しかし、諮問庁は、開示によって将来どのような具体的支障が生じるのかについて十分な説明を行っていない。

本件で開示が求められているのは、既に結論が出され最低賃金額が決定された過去の審議内容である。最低賃金審議会は公的な意思形成機関であり、その調整過程を含む決定過程は可能な限り国民の検証にさらされるべきである。

イ　「非公開を前提とした発言」との主張について

諮問庁は、当該協議について「非公開であることを前提に委員の発

言がなされている」と主張する。

しかし、法において不開示情報に該当するか否かは法の要件により判断されるのであり、発言者の主観的な期待によって決まるものではない。

また、審議委員は公的な審議に参加する立場として任命された者であり、その発言や判断について一定の説明責任を負う立場にある。

ウ　委員に対する誹謗中傷のおそれについて

諮問庁は、過去に委員に対する誹謗中傷がなされた事例があると主張する。

しかし、その具体的内容、発生時期、件数、影響等は示されていない。

また、公的な意思決定に関与する者の発言や判断に関する批判、評価又は意見表明がなされること自体は民主的社会において通常想定されるものである。

仮に一部に不適切な言動が存在したとしても、そのことのみを理由として公的審議の記録全体を広く非公開とすることは相当ではない。

エ　「法５条６号柱書き該当性」について

諮問庁は補充理由説明書において、新たに法５条６号柱書きを不開示理由として追加している。

法５条６号柱書きが対象とするのは、事務又は事業の適正な遂行に具体的支障が生ずるおそれである。しかし、諮問庁は、本件文書を開示した場合に地方最低賃金審議会の事務運営にどのような具体的支障が発生するのかについて十分な説明を行っていない。

オ　不開示部分について

諮問庁は、不開示部分について「公益委員が労働者代表委員又は使用者代表委員と個別に協議し、双方の意見について聴取し、合意形成のために働きかけを行う過程」であると説明している。

しかし、審査請求人が開示を求めているのは、その調整過程そのものである。

最低賃金審議会において、公益委員がどのような根拠で金額を提示し、労働者代表委員及び使用者代表委員がどのような意見を述べ、最終的にどのような経緯で合意形成に至ったのかは、最低賃金決定過程の核心部分である。

地域別最低賃金は地域の全ての労使に影響を及ぼす重要な行政判断である以上、その決定過程の核心部分こそ国民による検証の対象となるべきである。

カ　他県の開示事例について

諮問庁は、公益委員と労働者代表委員又は使用者代表委員との個別

協議の記録を開示すると、今後の率直な意見交換や調整機能に支障が生じると主張している。

審査請求人は令和６年度新潟地方最低賃金専門部会の議事録を入手したが、その二者協議の記録は、企業名等の必要最小限の部分を除き、広く開示されている。

この議事録のやり取りには、例えば、特定使用者代表委員と特定部会長の間で「５４円という数字の根拠は何だ」「都合のいい数字だけ取り出しているのではないか」といった激しいやりとりや、生々しい本音の応酬が見られる。

つまり、後で公開されるからといって、議論の萎縮は現実には起きておらず、委員が発言を手控えたり、議論が萎縮したりする様子は、この議事録を見る限り全く見受けられないと言える。むしろ、労使ともに非常に真剣かつ率直に議論を戦わせている。

さらに、審議の最中（まさに交渉が膠着しているリアルタイム）にすべてを逐一ライブ中継や無制限で出すと、当事者がポーズをとってしまって交渉がまとまらなくなるという実務上の支障は確かにあり得る（だからこそ協議中は非公開にする）。しかし、「決定・結審した後に、過去の二者協議の議事録を開示する」ことに対しては、委員の萎縮という実質的な弊害はほとんどないことが、この公開された文書によって証明されていると言える。

このことから、開示したとしても最低賃金審議会の運営や委員の率直な意見交換に直ちに支障が生じるものではないと言える。

同じ審議会制度の下で、二者協議の内容が公開されている事例が実際に存在する以上、公開すると将来の議論が萎縮するという抽象的なおそれは、新潟県の現実の運用に照らして理由がなく、過剰な不開示に当たる。

キ　まとめ

地域別最低賃金の決定は、地域の全ての労使に影響を及ぼす極めて重要な行政判断である。

諮問庁は、本件文書を開示した場合に生じる支障について抽象的な可能性を述べるのみで、具体的かつ合理的な説明を行っていない。

一方で、本件において審査請求人が開示を求めているのは、最低賃金額の調整及び合意形成に至る過程という、まさに最低賃金の決定の核心部分であり、国民による検証が強く求められる事項である。

したがって、本件不開示部分は開示されるべきであり、少なくとも部分開示されるべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おお

むね以下のとおりである（補充理由説明書による追加部分を反映済み。）。

１　本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は、開示請求者として、令和６年３月８日付け（同月１１日受付）で、処分庁に対して、法３条の規定に基づき、別紙の１に掲げる行政文書に係る開示請求をした。

（２）これに対して、処分庁は、令和６年３月１９日付け宮労発基０３１９第３号により、法１０条２項に基づく開示決定等の期限の延長を行った上で、同年４月２６日付け宮労発基０４２６第２号により、原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年５月１０日付け（同月１３日受付）で本件審査請求をした。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、一部については新たに開示することとし、その余の部分については、不開示情報の適用条項を変更した上で、不開示を維持することが妥当である。

３　理由

（１）最低賃金審議会について

ア　最低賃金審議会について

最低賃金審議会の審議に関する事項については、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号。以下「最賃法」という。）及び最低賃金審議会令（昭和３４年政令第１６３号。以下「審議会令」という。）に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

（ア）厚生労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く（最賃法２０条）。

（イ）最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあっては、都道府県労働局長（以下「局長」という。）の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を局長に建議することができる（最賃法２１条）。

（ウ）最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない（最賃法２５条２項）。

（エ）最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く（最賃法２５条５項）。

イ　最低賃金審議会に関連する条約について

ＩＬＯ「開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約」（第１３１号）（１９７１年４月２９日批准登録）においては、最低賃金制度の決定、運用、修正に関連して、代表的な労使団

体と十分な協議が行われるための措置をとることとされている（４条２項）。

ウ　地方最低賃金審議会の委員について

地方最低賃金審議会の委員に関する事項については、最賃法及び審議会令に規定されており、その概要は次のとおりである。

（ア）最低賃金審議会は、労働者を代表する委員（以下「労働者代表委員」という。）、使用者を代表する委員（以下「使用者代表委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）、各同数をもって組織する（最賃法２２条）。

（イ）委員は、局長が任命する（最賃法２３条１項）。

（ウ）局長は、地方最低賃金審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない（審議会令３条１項）。

（エ）地方最低賃金審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員については、推薦がなかった場合を除き、推薦があった候補者のうちから任命する（審議会令３条２項）。

エ　宮城地方最低賃金審議会について

宮城地方最低賃金審議会の概要は次のとおりである。

（ア）宮城地方最低賃金審議会は、上記ア（ウ）の定めにより、専門部会を設置している。

（イ）宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程７条１項において「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」と定めている。

（ウ）上記（イ）の規程に基づき、令和５年度第１回宮城地方最低賃金審議会において、第１回専門部会の公益委員と労働者代表委員及び公益委員と使用者代表委員に分かれて審議を行う部分及び第２回専門部会以降を非公開とすることを決した。

（２）対象行政文書の特定について

処分庁は、２０２３年度の地域別最低賃金を決定することに関連した最低賃金審議会の記録として、別紙の２に掲げる文書を本件対象文書として特定した。

（３）不開示情報該当性について

ア　法５条１号該当性

文書番号３の②には、特定の個人の職名、氏名など個人に関する情

報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法５条１号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから不開示を維持することが妥当である。

イ　法５条５号該当性

最低賃金に係る制度の運用については上記（１）イのとおり、代表的な使用者団体及び労働者団体の代表者との十分な協議が行われるための措置を取るものとされている。この措置として、上記（１）ウのとおり、最賃法において地方最低賃金審議会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益委員同数で構成することが定められており、この審議により労働者代表と使用者代表との間の十分な協議が担保されている。

文書番号１の①ないし⑪、文書番号２の①ないし㉗、文書番号３の③ないし㉚、文書番号４の①ないし⑫には、労働者代表委員と使用者代表委員の意見の調整が必要なときに、専門部会の部会長の判断により公益委員が労働者代表委員又は使用者代表委員と個別に協議し、双方の意見について聴取し、合意形成のために働きかけを行う過程が記録されている。この協議については、非公開であることを前提に委員の発言がなされているものである。これを公にすることは各委員にとって予期していないことであり、今後、開催される地方最低賃金審議会においての率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある。更に、最低賃金審議会においては、委員個人に対して審議会における発言について誹謗中傷がなされたこともあり、過去の発言に起因して委員に対し不当な圧力が加わることにより、今後、審議会における委員の自由な意見表明や表決が阻害されるおそれがあるものであり、法５条５号の不開示情報に該当するから不開示を維持することが妥当である。

ウ　法５条６号柱書き該当性

文書番号１の①ないし⑪、文書番号２の①ないし㉗、文書番号３の③ないし㉚、文書番号４の①ないし⑫については、上記イで述べたとおり、非公開であることを前提とした公益委員の発言であり、これを公にすると、今後、公益委員が知り得た具体的な情報を提示しながら労働者側委員又は使用者代表委員と率直な議論をすることをちゅうちょし、地方最低賃金審議会における十分な調査審議が困難となり、ひいては、地方最低賃金審議会での答申を踏まえ都道府県労働局長が地域別最低賃金の改正等を決定する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであり、法５条６号柱書きの不開示情報に該当するから不開示を維持することが妥当である。この点、原処分では、不開示理由として法５条５号のみを挙げ

ているが、法５条６号柱書きも不開示理由に追加することが適当である。

（４）新たに開示する部分

文書番号３の①については、法５条各号に該当しないため、開示すべきである。

（５）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「栃木・本審第２回目資料５ページおよび１０ページ、青森・専門部会１回目に意見書提出者の組織名と氏名が掲載されている。また、二者協議が記録されている香川においては、その内容が基本的に公開されている。宮城だけ非公開である特別の理由は見当たらない。」と主張するが、上記（１）ア（ア）に記載のとおり、地方最低賃金審議会は、最賃法に基づき、それぞれの地域に適用される最低賃金額等を審議するために、都道府県ごとに独立して設置されているものであり、各審議会規程に基づき、開催回ごとに、個人情報の保護、個人若しくは団体の権利利益侵害の避止、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために非公開とすることの判断も各審議会の審議の上でなされている。よって公開ないし開示の範囲も各地方最低賃金審議会の審議状況等により異なることは当然であり、特別の理由は見当たらないとする審査請求人の主張には根拠がなく、公開ないし開示している地方最低賃金審議会と同様に開示が必要であるという主張に理由はない。

４　結論

よって、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、一部については新たに開示することとし、その余の部分については、不開示情報の適用条項を法５条１号、５号及び６号柱書きに変更した上で、不開示を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年１月８日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同月２３日　　審議
④　同月２４日　　審査請求人から意見書１を収受
⑤　令和８年１０月６日　　委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
⑥　同月１６日　　諮問庁から補充理由説明書を収受
⑦　同月２２日　　審査請求人から意見書２及び資料を収受
⑧　同月２７日　　審査請求人から資料を収受
⑨　同年１１月４日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部を法５条１号、２号イ及び５号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示部分のうち、一部（上記第３の３（４））を開示することとし、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、不開示理由を法５条１号、５号及び６号柱書きに変更した上で、不開示を維持するのが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

２　不開示維持部分の不開示情報該当性について

（１）開示すべき部分（別表の５欄に掲げる部分）について

通番１、通番２、通番４ないし通番６、通番８、通番１０ないし通番１２、通番１４、通番１５、通番１８、通番２０、通番２１、通番２３、通番２４、通番２７、通番２９ないし通番３１、通番３５、通番４０、通番４３、通番４５、通番４７、通番４８、通番５０、通番５２、通番５３、通番６１、通番６３、通番６８ないし通番７０及び通番７２の５欄に掲げる部分は、令和５年度第１回ないし第４回宮城県最低賃金専門部会において、部会長、労働者代表委員若しくは使用者代表委員からされた議事進行上の発言又は一般的なあいさつなどが記載されているにすぎないか、原処分で開示されている令和５年度第１回ないし第４回宮城県最低賃金専門部会議事録の記載からも相当程度推認できる内容であり、これらを公にしても、地方最低賃金審議会での答申を踏まえ労働局長が地域別最低賃金額を決定する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、審議における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法５条５号及び６号柱書きに該当せず、開示すべきである。

（２）その余の部分（別表の５欄に掲げる部分を除く部分）について

ア　法５条１号該当性について

通番３９の不開示維持部分は、令和５年度第３回宮城県最低賃金専門部会議事録に記載された宮城労働局長に対する意見書提出者の氏名である。

当該部分は、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、同号ただし書該当性について検討すると、上記専門部会は、非公開の審議においてなされたものであることが、原処分において開示されている情報（文書番号１の文書の４頁及び５頁）か

ら明らかである。このほかに、当該部分につき、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法６条２項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法５条１号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ　法５条６号柱書き該当性について

（ア）通番１ないし通番３８及び通番４０ないし通番７８の不開示維持部分（別表の５欄に掲げる部分を除く。）は、令和５年度第１回ないし第４回宮城県最低賃金専門部会において、労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれの最低賃金の提示額の根拠となる基本的な考え方を踏まえた公益委員が労働者代表委員又は使用者代表委員と個別に協議し、双方の意見について聴取し、合意形成のために働き掛けを行う過程が記録されている。

当該部分は、非公開であることを前提とした公益委員等の発言であり、これを公にすると、公益委員が知り得た具体的な情報を提示しながら労働者代表委員又は使用者代表委員と率直な議論をすることをちゅうちょし、地方最低賃金審議会における的確な調査審議が困難となり、ひいては、地方最低賃金審議会での答申を踏まえ労働局長が地域別最低賃金額を決定する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法５条６号柱書きに該当し、同条５号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番７９の不開示維持部分は、令和５年度第４回宮城県最低賃金専門部会において、公益委員見解の金額について使用者代表委員が発言した部分である。

当該部分は、非公開であることを前提とした発言であり、これを公にすると、使用者代表委員が率直な議論をすることをちゅうちょし、地方最低賃金審議会における的確な調査審議が困難となり、ひいては、地方最低賃金審議会での答申を踏まえ労働局長が地域別最低賃金額を決定する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法５条６号柱書きに該当し、同条５号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

（１）審査請求人は、他県の地方最低賃金審議会議事録の開示事例を示した

上で、公益委員と労働者代表委員又は使用者代表委員との二者協議の記録は、企業名等の必要最小限の部分を除き、広く開示されている旨主張する（上記第２の２（３）カ）。

しかし、地域別最低賃金を定める際に考慮することとされている地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力（最低賃金法９条２項）、都道府県ごとに設置することとされている各地方最低賃金審議会の運営の実情や合意形成の困難度など、地域別最低賃金の審議をめぐる諸条件が一様ではないと考えられることに鑑みれば、他の都道府県労働局長の判断は処分庁の判断の妥当性を直ちに左右するものではないと考えられる。

以上のことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

（２）審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号、２号イ及び５号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条１号、５号及び６号柱書きに該当することからなお不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分のうち、別表の５欄に掲げる部分を除く部分は、同条１号及び６号柱書きに該当すると認められるので、同条５号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条５号及び６号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美恵子

別紙

１　本件開示請求に係る行政文書

２０２３年度地域別最低賃金を決定することに関連した最低賃金審議会の記録のすべて。

- 本審、専門部会、小委員会、事業場視察等のすべてを対象とする。
- すでにホームページに掲載された部分は除く。
- 録音データが望ましいが、文字起こしされたものがあれば、それでかまわない。
- 特に、議事が一部非公開とされた部分がある場合、議事録にはその詳細な内容が記録されていないとき、議事録とは別の記録、メモ、録音データ等、作成されたものがあれば、それをすべて含む。
- 公労、公使、公益のみの会議のように、公労使三者がそろわない場面で、事務局が立ち会っていても、その記録が議事録にない場合、事務局が作成した記録、メモ、録音データ等のすべてを含む。

２　本件対象文書

（１）令和５年度第１回宮城県最低賃金専門部会議事録（文書番号１）
（２）令和５年度第２回宮城県最低賃金専門部会議事録（文書番号２）
（３）令和５年度第３回宮城県最低賃金専門部会議事録（文書番号３）
（４）令和５年度第４回宮城県最低賃金専門部会議事録（文書番号４）

別表

１　文書番号及び文書名		２　原処分で不開示とした箇所			３　法５条各号該当性等	４　通番	５　２欄のうち開示すべき部分
１	令和５年度第１回宮城県最低賃金専門部会議事録	１７頁	①	９行目ないし３３行目	５号、６号柱書き	１	９行目７文字目ないし１１行目（１０行目３文字目及び４文字目を除く。）、下から２行目ないし３行目後ろから５文字目
		１８頁	②	全面		２	１４行目３文字目ないし１５行目５文字目、下から４行目ないし５行目８文字目
		１９頁	③	１行目ないし１１行目		３	－
			④	１５行目ないし３２行目		４	１５行目
		２０頁	⑤	１行目ないし７行目		５	３行目８文字目ないし４行目後ろから６文字目
			⑥	１１行目ないし３５行目		６	１１行目３文字目及び４文字目
		２１頁	⑦	全面		７	－
		２２頁	⑧	全面		８	８行目１４文字目ないし９行目
		２３頁	⑨	１行目ないし６行目		９	－
			⑩	１０行目		１０	１０行目１文字目ないし

				ないし３４行目			２８文字目
		２４頁	⑪	１行目ないし２７行目		１１	下から１０行目ないし１１行目１２文字目
２	令和５年度第２回宮城県最低賃金専門部会議事録	１０頁	①	全面	５号、６号柱書き	１２	１行目７文字目ないし２行目２１文字目（２行目３文字目及び４文字目を除く。）
		１１頁	②	全面		１３	－
		１２頁	③	全面		１４	下から１３行目後ろから１０文字目ないし１４行目１３文字目（下から１３行目１文字目ないし１１文字目を除く。）
		１３頁	④	全面		１５	８行目２０文字目ないし１０行目１９文字目
		１４頁	⑤	全面		１６	－
		１５頁	⑥	１行目ないし１７行目８文字目		１７	－
			⑦	２１行目ないし３３行目		１８	２１行目ないし２２行目２文字目
		１６頁	⑧	全面		１９	－
		１７頁	⑨	１行目ないし１９行目		２０	１８行目後ろから１２文字目ないし１９行目（１９行目５文字目ないし１２文字目を除く。）

			⑩	２２行目ないし３４行目		２１	２２行目３文字目ないし２３文字目、２７行目
		１８頁	⑪	全面		２２	－
		１９頁	⑫	全面		２３	下から７行目８文字目ないし最終文字
		２０頁	⑬	全面		２４	１９行目ないし２０行目１９文字目
		２１頁	⑭	全面		２５	－
		２２頁	⑮	全面		２６	－
		２３頁	⑯	全面		２７	４行目３文字目及び４文字目、１３行目１２行目ないし１４行目１９文字目、下から４行目ないし５行目後ろから２文字目
		２４頁	⑰	１行目ないし４行目２０文字目		２８	－
			⑱	８行目ないし３４行目		２９	８行目（最終文字を除く。）
		２５頁	⑲	全面		３０	下から２行目６文字目ないし最終文字
		２６頁	⑳	全面		３１	２０行目７文字目ないし２１行目１５文字目
		２	㉑	全面		３２	－

		7頁					
		28頁	㉒	全面		３３	－
		29頁	㉓	１行目ないし２４行目９文字目		３４	－
			㉔	２８行目ないし３３行目		３５	２８行目１文字目ないし２９文字目
		30頁	㉕	全面		３６	－
		31頁	㉖	全面		３７	－
		32頁	㉗	１行目ないし１０行目		３８	－
3	令和５年度第３回宮城県最低賃金専門部会議事録	2頁	①	４行目８文字目ないし２２文字目	新たに開示	－	－
			②	４行目２８文字目及び２９文字目	１号	３９	－
		3頁	③	１６行目ないし３０行目	５号、６号柱書き	４０	１６行目７文字目ないし１７行目２３文字目
		4頁	④	全面		４１	－
		5頁	⑤	全面		４２	－
		6	⑥	全面		４３	２行目７文字目及び８文

		頁					字目、１１行目１７文字目ないし１２行目後ろから８文字目
		7頁	⑦	全面		４４	－
		8頁	⑧	全面		４５	１行目１文字目ないし５文字目、下から５行目ないし６行目１０文字目
		9頁	⑨	１行目ないし３０行目		４６	－
		10頁	⑩	４行目ないし３３行目		４７	４行目ないし５行目２文字目
		11頁	⑪	全面		４８	２行目１文字目ないし５文字目、下から１３行目１２文字目ないし１４行目４文字目
		12頁	⑫	１行目ないし１９行目		４９	－
			⑬	２２行目ないし３３行目		５０	２２行目３文字目及び４文字目
		13頁	⑭	全面		５１	－
		14頁	⑮	全面		５２	下から４行目８文字目ないし５行目後ろから７文字目、下から５行目１０文字目ないし１２文字目
		15頁	⑯	全面		５３	１行目
		16頁	⑰	全面		５４	－

		１７頁	⑱	全面		５５	－
		１８頁	⑲	全面		５６	－
		１９頁	⑳	１行目ないし２２行目		５７	－
			㉑	２３行目１文字目ないし１４文字目		５８	－
			㉒	２３行目１５文字目ないし３４行目		５９	－
		２０頁	㉓	１行目ないし４行目		６０	－
			㉔	９行目ないし３２行目		６１	９行目（最終文字を除く。）
		２１頁	㉕	全面		６２	－
		２２頁	㉖	全面		６３	４行目４文字目ないし６文字目、２０文字目ないし５行目、１０行目７文字目ないし１１行目１５文字目
		２３頁	㉗	全面		６４	－
		２４頁	㉘	全面		６５	－

		25頁	㉙	全面		６６	－
		26頁	㉚	１行目ないし２１行目５文字目		６７	－
４	令和５年度第４回宮城県最低賃金専門部会議事録	3頁	①	１３行目ないし３１行目	５号、６号柱書き	６８	１３行目７文字目ないし１８行目１０文字目（１４行目３文字目及び４文字目を除く。）
		4頁	②	１行目ないし２９行目５文字目		６９	１６行目１文字目ないし１９文字目、２６行目最終文字ないし２８行目７文字目
		5頁	③	１行目ないし２８行目		７０	１行目ないし３行目１３文字目、２８行目１７文字目ないし最終文字
			④	３０行目ないし３４行目		７１	－
		6頁	⑤	全面		７２	下から２行目３文字目ないし１５文字目
		7頁	⑥	１行目ないし５行目		７３	－
			⑦	１０行目ないし３２行目		７４	－
		8頁	⑧	全面		７５	－
		9頁	⑨	全面		７６	－
		10頁	⑩	全面		７７	－
		1	⑪	１行目及		７８	－

		1		び２行目			
		1 2	⑫	１２行目ないし１５行目		７９	－

注　当表は、理由説明書及び補充理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。